

宮崎労発基 1215 第2号の2
令和2年12月15日

関係団体の長 殿

宮崎労働局長



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部
を改正する省令の施行について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格段の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記については、別添のとおり、既に令和2年12月14日付け基発1214第2号をもって厚生労働省労働基準局長から関係事業者団体等にお願い申し上げているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員に対する周知につき格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

宮崎労働局労働基準部健康安全課
電話 0985 - 38 - 8835